

公益財団法人 パナソニック教育財団
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 パナソニック教育財団（以下「法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第14条及び第32条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事及び監事とは、定款第26条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員報酬は、定款第26条に規定する理事長、副理事長及び常務理事に対してのみ支給する。

2 退職に当たっては、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者又はその遺族に退職金を支給することができる。

(支給金額)

第4条 前条で定める者に対する報酬金額は、総額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月末日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席謝金

(支給対象)

第6条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。
但し、理事長、副理事長、常務理事には支給しないものとする。

(支給金額)

第7条 出席謝金の金額は、1回当たり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第8条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 費用

(費用の弁償)

第9条 この法人は、理事、監事及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については支払うことができる。

2 理事、監事及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）の実費を支給することができる。

第5章 規程の改廃

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年6月20日の定款変更に伴い、条文番号が一部変更。